

J-クレジット制度
排出削減プロジェクト・
森林管理プロジェクト
検証報告書

プロジェクトの名称：

占冠村木質バイオマス推進モデル事業

検証機関名	ペリージョンソンレジストラ クリーンディベロップメントメカニズム株式会社
-------	---

発行日 2016 年 11 月 24 日

1 検証機関の情報

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

※ 「判断の根拠」に関する項目については、根拠としたモニタリング報告書等の章番号、該当頁等を記載するとともにその妥当性について記載すること。(以下、本文書を通じて同様)

機関名称	ペリージョンソンレジストラー クリーンディベロップメントメカニズム株式会社
プロジェクトに関係する者との 利害抵触	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
判断の根拠	① 当社は審査・検証機関として、設備導入や省エネ活動を含む一切のコンサルティング活動を行っていない。 ② 事前のリスク分析において、当該事業者および支援事業者を含む関連事業者と当社が一般的に容認できない利害関係が無いことを確認している。 ③ 審査員、レビューワー各々に当該事業者および支援事業者を含む関連事業者と利害関係が無いことを確認している。 ④ プロジェクト実施事業者に審査員と利害関係が無いことを確認している。

2 プロジェクト実施者の情報

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

プロジェクト代表実施者 ※プログラム型プロジェクトの場合、「プログラム型運営・管理者」を記載すること。	占冠村
プロジェクト実施者（代表者以外） ※プログラム型プロジェクトの場合、「削減活動の実施者」を記載すること。	—
類似制度における認証の有無 ※今回認証を申請する期間と同一の期間において、同一のプロジェクトに基づく認証を他の類似制度によって受けているか	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし

3 検証結果（総括）

※ 本項目は、J-クレジット制度認証委員会資料として使用されます。

プロジェクト名、登録番号		No.89
適用方法論	方法論番号	EN-R-001 Ver.1.1
	方法論名称	バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替
今回認証を申請する期間 ※実施要綱に定められた認証対象期間内に設定されていることを確認して記載すること。		2015年 11月 18日 ～ 2016年 9月 30日 <input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト登録時に定めた認証対象期間内でありかつ認証済の期間外である <input type="checkbox"/> 上記期間以外
過去の認証状況 ※過去に排出削減量の認証を受けている場合には、各期間と方法論ごとの認証されたトン数を記載すること。認証回数増加に併せて適宜行を追加して記載すること。	第1回	年 月 日 ～ 年 月 日 (t-CO2)
	第2回	年 月 日 ～ 年 月 日 (t-CO2)
	第3回	年 月 日 ～ 年 月 日 (t-CO2)
	第4回	年 月 日 ～ 年 月 日 (t-CO2)
	第5回	年 月 日 ～ 年 月 日 (t-CO2)
排出削減・吸収量 また、複数方法論の場合は、プロジェクトとしての合計値を記載すること。	今回認証を申請する期間の合計値（実績値）	61 t-CO2
	今回認証を申請する期間のプロジェクト計画書における排出削減・吸収見込量 ※プロジェクト計画書における排出削減・吸収見込量の合計値	35 t-CO2 *稼働率の季節変動は按分に考慮していない。

	を、今回認証を申請する期間で按分すること。	
省エネルギー量 ※省エネルギー等分野の方法論 (方法論番号が EN-S で始まる方法論のうち廃棄物由来燃料を使用しないもの) を用いたプロジェクトの場合には、今回認証を申請する期間の省エネルギー量の実績値を記載すること。 また、複数方法論の場合は、プロジェクトとしての合計値を記載すること。		—
	<p>検証の基準 ※適用した制度文書類のバージョンを記載すること</p>	<p>文書名：実施要綱 Ver.3.0 文書名：実施規程（プロジェクト実施者向け） Ver.3.0 文書名：実施規程（審査機関向け） Ver.1.2 文書名：モニタリング・算定規程 Ver.2.5</p>
プロジェクト実施者と合意した検証の前提	<p>目的 ※プロジェクトの実施によって、モニタリング報告書における排出削減量・吸収量が実際に生じたことの評価を行うことも目的に含めて記載すること</p>	<p>本検証業務の目的は、J-クレジット制度（以下、「当該制度」）においてプロジェクト実施者である「占冠村」が計画し、当該制度に登録された「占冠村木質バイオマス推進モデル事業」（以下、「当該プロジェクト」）について、プロジェクト実施者が作成したモニタリング報告書に記載された情報に対し、当該制度において適用される基準に基づき検証手続きを実施することで、第三者として独立した立場から意見表明を行うことである。</p>
	<p>範囲 ※検証の範囲がプロジェクト計画書及びモニタリング報告書の範囲であることを記載すること</p>	<p>本検証の範囲は、当該プロジェクトのモニタリング報告書に記載された活動及びプロジェクトへの潜在的、将来的な影響因子を含むプロジェクト関連活動である。</p>

	<p>保証水準の基準 ※検証の結論を意見として表明する際に採用した水準を記載すること</p>	<p>本妥当性確認の適用保証水準は、「合理的保証水準」である。</p>
<p>検証手続 ※現地審査の実施有無について記載すること。また、実施していない場合は、実施省略条件を満たしていることについて記載すること。 ※実際に実施した手続、スケジュールについて、サンプリング手法も含めて記載すること。</p>		<p><input type="checkbox"/>現地審査を実施した（ 年 月 日に訪問） <input type="checkbox"/>サンプリングで現地審査を実施した（ 年 月 日に訪問） <input checked="" type="checkbox"/>現地審査を実施していない （理由）妥当性確認現地審査から大凡1年経過しているが、実施状況のヒアリング、提出された稼働状況、薪使用量に係る資料などの確認、行政による運転・費用管理であることによるリスクの低減から現地検証を省略することリスクは極めて低いと判断した。 <input checked="" type="checkbox"/>妥当性確認の審査も担当した。 <input checked="" type="checkbox"/>妥当性確認における実地審査時点でのプロジェクト計画が、原則として排出削減量に関わらない事項を除き修正されることなく、プロジェクト登録されている。 <input type="checkbox"/>前回の実地審査から1年以内である。 （前回実地審査：2016年9月18日に実施）</p>
<p>修正・指摘事項及び解決方法 ※4における結果を総括し、排出削減量・吸収量に影響を与える可能性のある、主な誤り、指摘事項について記載すること。</p>		<p>文書レビュー及び担当者へのヒアリングの結果、排出削減量に影響を与える可能性がある指摘は無かった。</p>
<p>検証結果</p>	<p>検証結果 意見・結論 ※4における結果を総括し、検証結果における意見の理由を記載すること。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>無限定適正 <input type="checkbox"/>不適正 <input type="checkbox"/>意見不表明</p> <p>ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社（以下、「当社」という）は、当該制度において占冠村（以下「実施者」という）が計画、実施している「占冠村木質バイオマス推進モデル事業」におけるモニタリング報告書及びモニタリング報告書別紙に記載された情報について検証を行った。検証手続は、当該制度における実施要綱 Ver.3.0、実施規程（プロジェクト実施者向け） Ver.3.0、実施規程（審査機関向け） Ver.1.2、モニタリング・算定規定（排出削減プロジェクト向け） Ver.2.5 及び方法論 EN-R-001 Ver.1.1 に準拠して行った。</p> <p>この検証業務の基準は、業務のリスクを勘案して策定した計画に基づいて、意見表明の基礎となる合理的な保証を得ることを求めている。</p>

		<p>いる。検証は試査を基礎とし、提出された書類の確認及びインタビューにより行なわれ、方法論の適用条件への適合状態の維持の確認、ベースライン排出量・プロジェクト排出量・排出削減量の算定方法、データのモニタリング方法、事業の運営・管理体制・管理方法、事業者が採用した仮定、その基礎となるデータの評価の検討も含んでいる。これらの手続きにより、当社は意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。</p> <p>当社は、実施者が作成したモニタリング報告書及びモニタリング報告書別紙に記載された温室効果ガス排出削減量情報は、当該制度における温室効果ガス排出削減量の算定及び報告の基準であるモニタリング・算定規定（排出削減プロジェクト向け）Ver.2.5に基づいて作成されており、全ての重要な点に関して適正であると認める。</p>
--	--	--